

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請(2023年3月までの放射性固体廃棄物等の保管量及び保管容量の反映に伴う変更)に係る面談
2. 日時：令和2年9月9日(水) 16時30分～17時00分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
高松専門職、市森係員

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当2名(テレビ会議システムによる出席)

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請(2023年3月までの放射性固体廃棄物等の保管量及び保管容量の反映に伴う変更)について、資料に基づき以下の説明があった。
 - 今回の変更点
 - ✓ 放射性固体廃棄物等の2020年3月における保管量実績の反映。
 - ✓ 放射性固体廃棄物等の2023年3月までの想定保管量及び保管容量の反映。
 - ✓ 上記想定に伴い、放射性廃棄物等の保管容量がひっ迫することが想定されることを受け、放射性廃棄物保管場所の用途変更で対応すること。
 - 想定保有量は今後3年間で計画されている作業での発生量を工事主管グループにより集計し、固体廃棄物グループで確認したものであること。
 - 瓦礫類について
 - ✓ 線量区分“ $\leq 30\text{mSv/h}$ ”における想定保管量の2021年度累計が保管容量を超過するが、これは2020年度末に一時保管エリアQを解除することによって保管容量が減少することによるものであり、超過分は線量区分“ $> 30\text{mSv/h}$ ”において保管すること。なお、集計上では保管量は超過するものの、保管量管理の観点では問題がないこと。解除によって超過する分の瓦礫等は既に線量区分“ $> 30\text{mSv/h}$ ”へ移動済みであること。
 - ✓ 放射性廃棄物保管場所の容量確保のため、固体廃棄物貯蔵庫第9棟にあった瓦礫類一時保管エリアの用途変更すること。
 - 伐採木について
 - ✓ 2020年度より、伐採木のうち幹根は増設雑固体廃棄物焼却設備にて焼却予定の為、保管量が減少する見込みであること。
 - 使用済み保護衣について
 - ✓ 雑固体廃棄物焼却設備での焼却により保管量が減少する見込みであるが、2022年度における保管量の減少が前年度までと比較して少なくなる見込みであること。
 - ✓ これは雑固体廃棄物焼却設備が稼働後、焼却に当たり詰め替えの手間が

かからない小袋の焼却を行っていたが、今後は詰め替えの手間がかかる大袋しか残っていないため、2022年頃から大袋からの詰め替えが間に合わなくなり、焼却ペースが落ちることによる。

- 原子力規制庁は、上記説明を確認するとともに以下について説明を求めた。
 - 瓦礫類の発生量実績について、2019年度の計画値と実績値の差が大きいが、何による影響なのか説明すること。
 - 瓦礫類の発生量想定について、2021年度の低線量（ $\leq 0.1\text{mSv/h}$ ）廃棄物の量が他年度と比較して多い理由を説明すること。

6. その他

資料：2023年3月までの放射性固体廃棄物等の想定保管量の反映について